

かわさき新産業創造センター（KBIC）入居に関する覚書

かわさき新産業創造センター共同事業体を甲とし、KBIC 入居企業を乙として、甲、乙双方合意のうえでこの覚書を取り交わす。

1 目的

甲はインキュベーターとして入居企業に対する支援機能を発揮し、入居企業が成長し、地域に根ざした存在となることで地域経済の活性化を図り、乙は甲のインキュベーターとしての支援機能を活用し成長を図ることをそれぞれの目的とする。

2 インキュベーターとしての支援機能

甲はインキュベーターとして、乙に対して次の支援機能を誠意をもって発揮するものとする。

乙はいつでも必要な時に甲に対して、次の支援を求めることができる。

(1) 経営、技術支援機能

専門家の斡旋や地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の紹介等。

(2) 資金調達支援機能

川崎市中小企業融資制度、神奈川県中小企業融資制度や政府系金融機関の融資制度の案内。地域金融機関をはじめとする金融機関の融資の案内。ベンチャーキャピタルの斡旋。

(3) 販路開拓支援機能

経営支援 NPO、市内企業の紹介。商談会への参加の斡旋等。

(4) その他の支援機能

川崎市中小企業サポートセンターの紹介。広報、PR への助言。各種展示会への斡旋。国等の補助金申請への助言。セミナー、勉強会を通じての情報提供等。

3 入居企業の義務

(1) 事業計画の作成

乙は入居時に「事業計画」を作成し、甲は乙が作成した「事業計画」を基に、乙と定期的（概ね3ヶ月毎）に協議し、甲、乙双方合意のうえで事業の進捗状況に応じた支援を甲が乙に対して行うものとする。

乙は甲の事前承認なく「事業計画」を変更してはならない。

また、甲の事前承認なく乙が「事業計画」を変更した場合には、甲は乙に対しK B I Cからの退去を求めることができる。

(2) 確定申告書の写しの提出

乙は確定申告を行なった時には、速やかに確定申告書写し（付属明細を含む）を甲に提出しなければならない。

(3) 退去時の原状回復

乙がK B I Cを退去する場合には、甲、乙立会いのうえで補修箇所などを確認し、甲が指定する業者の施工により原状回復を行い、これに要する経費は乙が負担するものとする。乙はこれに係る請求を受けた時には、速やかに当該請求額全額を一括して甲の指定する先に支払うものとする。

4 秘密保持

甲は、乙より入手した乙の経営に関する未公開情報について、これを他に漏洩してはならない。

5 協議

本覚書に規定されていない事項については、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

平成 年 月 日

甲 かわさき新産業創造センター共同事業体
代表団体
川崎市幸区堀川町66番地20
公益財団法人川崎市産業振興財団
理事長 曾禰 純一郎 印

乙

印